

●寄附金税額控除

前年中に、対象となる団体に対して寄附をしたときは、次の額が差し引かれます。

対象団体	控除額	控除対象限度額
<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県共同募金会 日本赤十字社佐賀県支部 伊万里市（佐賀県）が条例で定める団体 	【基本控除額A】 $(\text{寄附金額} - 2,000) \times 10\%$	寄附金（複数の寄附があった場合は合算した金額）のうち、総所得金額の30%が対象限度額。
地方公共団体（ふるさと納税）	【特例控除額B】 （基本控除額Aに加えて） $(\text{寄附金額} - 2,000) \times \text{下記【割合C】}$ <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 10px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></div> 部は、調整控除後の所得割の2割を限度とする。	

課税総所得金額－※人的控除差調整額	【割合C】
0円 ～ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ～ 3,300,000円	79.790%
3,300,001円 ～ 6,950,000円	69.580%
6,950,001円 ～ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ～ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ～ 40,000,000円	49.160%
40,000,001円 ～	44.055%

※ 人的控除差調整額＝所得税と住民税の人的控除の差の合計額（下表のとおり）

人的控除の種類		金額	人的控除の種類		金額
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円
障害者控除	普通	1万円		老人	10万円
	特別	10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満	5万円
	同居特別	22万円		40万円超45万円未満	3万円
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	5万円		特定	18万円
寡夫控除	1万円	老人		10万円	
勤労学生控除	1万円	同居老親等		13万円	

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度について

平成27年4月1日以降に都道府県や市区町村に対し寄附（ふるさと納税）を行った場合に、ふるさと納税を行った自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる制度です。

ワンストップ特例制度の対象となる人

所得が給与と所得のみで勤務先で年末調整を行う人など、確定申告および住民税申告の必要が無く、ふるさと納税を行う自治体が5団体までの人。

ワンストップ特例制度の注意事項

ワンストップ特例の申請を提出された人でふるさと納税を行う自治体が5団体を超える人、医療費控除の追加などで確定申告を行う人についてはワンストップ特例申請が無効となりますので、別途寄附金控除追加の申告が必要となります。

申告特例控除額（ワンストップ特例）の計算

【申告特例控除額D】（基本控除額A・特例控除額Bに加えて）

【特例控除額B】 × 下記【割合E】

課税総所得金額－※人的控除差調整額	【割合E】
0円 ～ 1,950,000円	5.105 ÷ 84.895
1,950,001円 ～ 3,300,000円	10.210 ÷ 79.790
3,300,001円 ～ 6,950,000円	20.420 ÷ 69.580
6,950,001円 ～ 9,000,000円	23.483 ÷ 66.517
9,000,001円 ～	33.693 ÷ 56.307

《計算例》 伊万里太郎さんが伊万里市役所（地方公共団体）に35,000円を寄附

・夫婦二人、配偶者控除・社会保険料控除あり、太郎さんの給与年収約600万、【割合C】=79.790%の場合

太郎さん	所得割	均等割	小計	合計	所得割額
市民税	① 180,000円	3,500円	183,500円	305,500円	300,000円
県民税	② 120,000円	2,000円	122,000円		

$$\cdot \{ (35,000円 - 2,000円) \times 10\% \} + \{ (35,000円 - 2,000円) \times \text{【割合C】} \}$$

$$3,300円 \times 10\% + 33,000円 \times 79.790\%$$

$$3,300円 + 26,331円 = 29,631円 \quad ※ \text{■部は所得割(①+②=300,000)の2割が限度}$$

市民税 29,631円 × 5分の3 = 17,779円

県民税 29,631円 × 5分の2 = 11,853円

寄附金税額控除後の		所得割	均等割	小計	合計
	市民税	162,200円	3,500円	165,700円	275,800円
県民税	108,100円	2,000円	110,100円		

◎ワンストップ特例制度を利用した場合、さらに申告特例控除額が追加されます

$$\{ (35,000円 - 2,000円) \times \text{【割合C】} \} \times \text{【割合E】}$$

$$33,000円 \times 79.790\% \times 10.210\% \div 79.790\% = \underline{3,370円}$$

$$3,300円 + 26,331円 + \underline{3,370円} = 33,001円$$

市民税 33,001円 × 5分の3 = 19,801円

県民税 33,001円 × 5分の2 = 13,201円

寄附金税額控除後の		所得割	均等割	小計	合計
	市民税	160,100円	3,500円	163,600円	272,300円
県民税	106,700円	2,000円	108,700円		